

平成29年度 就学援助制度のお知らせ

春日部市教育委員会

経済的理由のため学用品費や給食費などの支払いが困難な保護者の方に、その費用の一部を援助する制度です。学校徴収金が増える制度ではありませんので、認定になった方も学校徴収金のお支払いが必要です。

※平成28年度と申請方法が変わっています。この案内をよくご覧いただき、ご申請ください。

1 平成28年度までとの変更点

- 児童・生徒が通学する学校ごとに1枚の申請書で4名まで申請ができるようになりました。
- 平成29年1月1日以降に転入した方（1月1日に春日部市に住民票がない方）は、学校への申請書の提出ができません。学務課へご提出ください。

2 援助の対象となる方

市内の公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、次の①～③のいずれかにあてはまる方

- ①生活保護を受けている
- ②生活保護を受けている方と同程度に困窮し、学費等の支払いが困難（「3 認定所得基準額の目安」を参照ください）
- ③平成28年度または平成29年度において、次のいずれかを受けていた方、または受けている方

※該当する方全員分の証明できる書類（写し）の提出が必要です

- *生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- *中国残留邦人等の支援給付
- *個人の事業税の減免、市民税の減免
または固定資産税の減免
- *国民年金の掛金の減免
- *国民健康保険税の減免または徴収の猶予
- *児童扶養手当の支給
- *生活福祉資金の貸付

3 認定所得基準額の目安

世帯人数	世帯構成		世帯の年間総所得額（給与所得控除後）	
2人	①母（父）、小学生	②母（父）、中学生	①180万	②200万
3人	③父、母、小学生	④父、母、中学生	③250万	④270万
4人	⑤父、母、中学生、小学生		⑤330万	
5人	⑥父、母、中学生、小学生、祖母（祖父）		⑥380万	

※世帯人数や年齢、住宅状況等各世帯状況により基準額は異なります。簡易な目安としてご覧ください。

4 援助の内容

※平成28年度の限度額のため、平成29年度は変更となる場合があります。

	支給項目	年間支給限度額		備考
		小学校	中学校	
①	学用品費	11,420円	22,320円	年間支給限度額を11ヶ月で割って支給
②	通学用品費	2,230円	2,230円	2～6年生のみ
③	校外活動費（宿泊無し）	1,570円	2,270円	実施学年の参加者のみ
④	校外活動費（宿泊あり）	3,620円	6,100円	実施学年の参加者のみ
⑤	新入学児童・生徒学用品費等	20,470円	23,550円	4月から認定の1年生のみ
⑥	修学旅行費	必要経費	必要経費	実施学年の参加者のみ 均一に負担した必要経費を支給
⑦	学校給食費	45,500円	52,800円	学校に支払った額を支給
⑧	医療費	—	—	年度当初の学校検診で学校病（う歯等）が発見された場合、7月以降に発行する医療券を使用（窓口払いはありません）

※生活保護を受けている方は、⑥修学旅行費⑧医療費のみが対象となります。

※支給については4～7月分は8月に、9月以降はそれぞれ翌月に支給します。

5 申請の受付

就学援助費の申請をする場合は、就学援助受給申請書を提出してください。

①4月から援助を希望する場合

児童生徒の学年は平成29年度の学年をご記入いただき、平成29年度に同じ学校に在籍する兄弟姉妹を同じ申請書に記入してください。

平成29年4月28日(金)までに学校、または教育委員会学務課へ申請してください。

平成29年1月1日以降に春日部市に転入した方（1月1日に春日部市に住民票がない方）は、学校には申請書の提出ができません。学務課へご提出ください。（「7 注意事項」を参照）

※新中学1年生の方は3月までは在籍する小学校、4月からは入学予定の中学校へご提出ください。

なお、入学予定の中学校に兄弟が在籍している場合は、兄弟と同じ申請書に記入し、中学校へご提出ください。

《休日開庁のご案内》

日時・・・平成29年3月25日（土）・26日（日） 9時～17時

場所・・・教育センター 1階 学務課

持ち物・・・印鑑、学校給食費等の引き落とし口座が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）

※1月1日に春日部市に住民票がない方は「7 注意事項」に記載の本人確認書類等をあわせてお持ちください。

②年度途中から援助を希望する場合

平成29年5月1日以降に提出する場合は、申請月の翌月が援助開始月となります。

平成29年度の受付は平成30年2月28日（水）までです。

なお、年度途中からの援助の場合、新入学児童生徒学用品費は支給対象外です。

6 審査結果のご案内及び支給方法

- ①認定・否認定に関わらず、申請書を提出された方全員に結果を通知します。
- ②「就学援助受給申請書」にご記入の金融機関口座に振り込みます。ただし、就学援助費の受領を学校長に委任された場合は、学校長の口座に振り込みます。(別途、学校長へ「委任状」の提出が必要となりますので、受領の委任を希望する方は、各学校へお問合せください)

7 注意事項 <申請書提出前に必ずお読みください>

- ① 認定審査の際に、世帯全員の前年の総所得額を確認させていただきます。
 - 平成29年1月1日現在、住民登録が春日部市の方(提出先:学校または学務課)
所得の有無に関わらず、世帯全員の平成29年度市県民税及び所得税の申告(平成28年1月~12月の所得の申告)を、必ず済ませてください。
 - 平成29年1月1日現在、住民登録が春日部市以外の方(提出先:学務課)
前年の総所得額を確認するため、別途「個人番号(マイナンバー)申請用紙」の提出が必要になります。申請の際に対象児童生徒、未就学児を除く世帯全員分のマイナンバーを確認するため、次の書類(①及び②)をお持ちください。

個人番号カードをお持ちの方	個人番号カードをお持ちでない方
①申請書を持参された方の個人番号カード	①申請書を持参された方の通知カードと運転免許証等の身分証明書
②世帯全員分のマイナンバーが記載されたもの(通知カード、個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票等)	②世帯全員分のマイナンバーが記載されたもの(通知カード、マイナンバーが記載された住民票等)

※「個人番号(マイナンバー)申請用紙」の提出がない場合、平成28年分源泉徴収票、もしくは各市区町村で毎年6月頃に発行される所得証明書が必要になります。証明書の取り寄せ方法等は、該当市区町村の税担当課にご確認ください。

- ②「就学援助受給申請書」提出後、記載事項に変更が生じた場合(世帯構成の変更、住所、氏名の変更等)は、認定結果に影響を及ぼす可能性がありますので、至急下記までご連絡ください。
- ③学校徴収金が未納になり、学校長から連絡を受けた時は、就学援助費の振り込みを一時停止する場合があります。
- ④今年度就学援助が認定になり、来年度以降も援助を希望する場合は毎年度申請が必要です。

お知らせ 特別支援教育就学奨励費補助金について

特別支援学級に在籍の児童・生徒のほか、通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がい程度に該当する児童・生徒についても、特別支援教育就学奨励費の支給対象となります(世帯の収入額等により補助内容が異なります)。申請方法等詳細につきましては、春日部市教育委員会学務課までお尋ねください。

【お問合せ先】

〒344-0062 春日部市粕壁東三丁目2番15号
春日部市教育委員会 学務課 学事担当
TEL 048-763-2447 (直通)